

# 契約管財課長の仕事宣言！

契約管財課長 三橋 和之

## 1 基本姿勢

### 【未利用地対策】

市が保有する土地は、市民共有の大切な財産であり、行政運用上貴重な経営資源のひとつであることから、関係各課と連携し、全庁的・長期的な視点にたった土地活用を推進する必要があります。

また、財政運営上、公有財産の適正な管理を図る必要があることから、長期間にわたって行政目的に利用されていない未利用地について、今後の利用が見込まれるか否かを区分し、利用が見込めないものについては、処分を推進してまいります。

### 【契約事務の適正化】

法令の改廃や、発注業務の多種多様化などに伴い、より適正な契約事務の執行が求められております。

以上のことから、競争性・公平性・透明性・公正性の確保などを念頭に、引き続き定期的な研修会を開催し適正な契約事務の推進を図ってまいります。

## 2 重点事業の概要

### 【未利用地対策】

(未利用地の活用または処分)

平成23年度より未利用地について売却を図ってきましたが、平成25年度までに4筆を売却し、一定の成果を上げることができました。

今後、新たな売却地の選定を行い、引き続き売却を推進いたします。

### 【契約事務の適正化】

(契約事務の適正化推進)

- ① 契約事務に携わる職員を対象とした研修会等を実施し、適正な契約事務の推進を図ってまいります。
- ② 事業課を対象とした研修会を実施し、適正化の推進を図るとともに、新たな課題等把握し、整理していきます。

### 3 重点事業の取組み

〔 施策・事業名 〕

未利用地の活用または処分

〔 現状と課題 〕

未利用地につきましては、新たな売却地の選定を行い、引き続き売却を推進いたしますが、形状や地積など単独利用が困難な土地が多く、計画通りに売却が進まないことも想定されるため、売却を優先しながら有効活用も並行して検討していきたいと考えております。

〔 目標値 〕

新たな売却地を選定し、売却促進を図る。

〔 スケジュール 〕

第 1 四半期	新たな売却地の選定。
第 2 四半期	「売払事務取扱基準」に沿って売却を図る。
第 3 四半期	「売払事務取扱基準」に沿って売却を図る。
第 4 四半期	集約・検討

〔 施策・事業名 〕

契約事務の適正化を図っていきます。

〔 現状と課題 〕

契約事務の透明性・公平性・迅速性等がより求められており、関係法令や契約事務規則、契約事務マニュアルの周知徹底を図り、契約事務適正化を進めてまいります。

〔 目標値 〕

〔 スケジュール 〕

第 1 四半期	研修資料の内容、資料検討・作成
第 2 四半期	研修資料の内容、資料検討・作成
第 3 四半期	研修会の開催
第 4 四半期	研修会の開催

#### お問い合わせ

契約管財課 (TEL 0942-85-3546 / E-Mail keiyaku@city.tosu.lg.jp)